# 子どもたちの **SOS** が聞こえますか?

### いじめ問題の防止と解決に向けて



平成31年1月 佐賀県教育委員会

## いじめに関する基本的考え方

#### 1 いじめとは

【 「いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第2条」より 】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

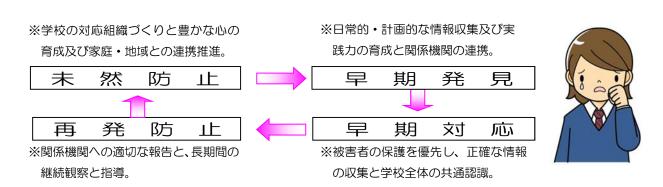
なお、起こった場所は学校の内外を問いません。また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行わなければなりません。 本資料では、この定義に基づいて、いじめ問題の現状や対策を考えていきます。

#### 2 取組の基本的考え方

いじめ問題への具体的な取組においては、普段から観察と指導の充実を図り、いじめを予防するとともに、いじめの早期発見に努めることが何よりも重要です。いじめが疑われると学校が察知した場合は、速やかに把握している情報を管轄する教育委員会等に報告するとともに、各校で「学校いじめ対策委員会」等を設けて、組織的かつ迅速に正確な情報を収集します。そして、いじめと認知した場合は、被害者の安全安心を確保するとともに、被害者へのケアと加害者への指導を継続的に行います。その後、いじめを認知した後1週間経過を目途に、管轄する教育委員会等へ事案の報告を行います。

また、いじめの背景には、様々な要因が複雑に絡み合っています。いじめる子どももいじめられる子どもも成長過程における不安定な時期にあり、心理的な不安や悩みなどを抱えているものです。 したがって、いじめの行為が教職員の目に見えなくなったからといって、双方の人間的な成長を促す指導を怠ってはなりません。

「緊急対応の結果、いじめの行為がなくなったので指導の必要はなくなった。」と考えるのではなく、 むしろそこから、「いじめ問題の再発防止に向けた対応が始まる。」という発想が必要です。



#### 3 佐賀県におけるいじめの状況

等への書き込み

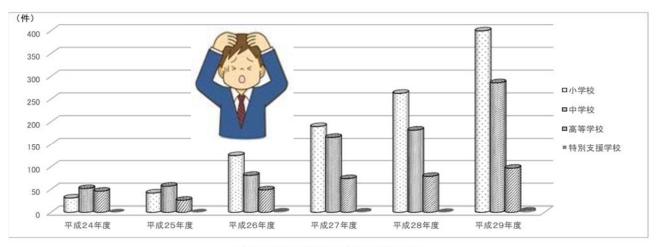
児童生徒や学校・家庭の中で、いじめに対する意識が徐々に高まったことや、関係機関等が未然防止に力を入れたことなどにより、平成23年度まではいじめの認知件数は公立学校全体で50件前後で推移していました。

しかし、いじめが社会問題化する事案が全国的に続き、いじめに対する認識と「絶対に許さない」との機運の高まりから、平成24年度以降、認知件数は増加し続けています。

件数の多少に関わらず、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」との危機感と緊張感を持って適切に対応することが求められます。

また、校種間で比較すると、小学校で多く認知されているものの、校種を越えて継続することも多い ため、校種間で連携した取組や指導が必要です。

いじめの認知件数	(公立)					(件)
区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
小学校	31	42	125	190	263	400
中学校	52	57	81	166	182	286
高等学校	46	26	49	74	79	97
特別支援学校	0	0	2	2	1	4



いじめの認知件数の年度別推移(公立)

いじめの特徴的な行為 ●相手の欠点や弱みをとらえて威嚇する。 ●やじる。 など 言葉での脅し ●勉強や性格、体格のことでからかう。●嫌がらせをする。など 冷やかし・からかい ●相手のくつなどの所持品を別の場所に隠す。など 持ち物隠し 仲間はずし・ ●近くに寄らず避ける。●同じ列に一緒に並ばない。 集団による無視 ●同じ班やグループに入れない。●話し合いからはずす。など ●こづく、たたく、殴る、ける。●プロレス技をかける。など 暴力を振るう た か 1) ●食べ物などをおごれと強要する。●お金を要求する。など 電子掲示板・携帯メール

●友だちの悪口、噂話や嘘の情報などを書き込む。

#### 4 いじめ発生のメカニズム

いじめは、基本的に四層構造をとることが指摘されていますが、集団のほとんどが傍観者に含まれることを考えると、傍観者のとる立場や状況によって次のようないじめ集団の構造が見られます。しかし、いじめ集団の構造が全てこのタイプに当てはまるわけではありません。これらのタイプは単独で発生したり、同時に発生したり、タイプを変えて発生したりする場合もあります。また、いじめ構造の中で最も人数が多いとされる傍観者は、様々な立場をとります。それだけに、被害者への支援、加害者への指導はもちろんのこと、傍観者に対する指導が重要です。

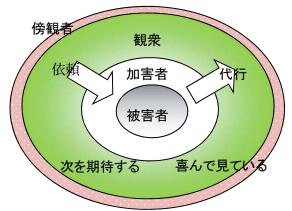
#### <いじめ集団の構造>

- ①傍観者がいじめ行為に加担するタイプ
- ②傍観者がいじめ行為の仲裁に入ろうとするタイプ
- ③傍観者がいじめ行為の被害者になりうるタイプ
- 4)傍観者がいじめ行為を見ようとしないタイプ
- ⑤傍観者からいじめ行為が見えにくいタイプ

主に、小学校で発生するタイプ

主に、中学校で発生するタイプ

#### ①傍観者がいじめ行為に加担するタイプ



目 的:被害者以外の子どもの欲求不満の発散を目的 とする場合が多い。

被害者:孤立した存在である。同情する児童生徒はほ

とんどいない。

加害者:観衆の間には依頼と代行の関係がある。集団

の意向の代弁者として存在する。

観衆:いじめ行動を促進する存在である。

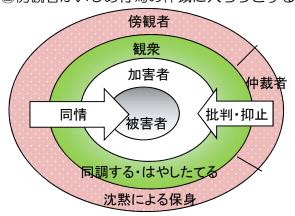
傍観者:観衆と同じ立場になる。

傾 向:加害者が観衆の依頼を代行することにより、

加害者集団の結束が強まる。

- ●加害者側の好き嫌いや被害者の反応の弱さを起因としてちょっかいを出す行動から始まる。
- ●スケープゴート(いけにえ)的な構図ができ、いじめがエスカレートする可能性が大きい。 ☆相手の立場に立った言動の大切さを指導していく必要がある。

#### ②傍観者がいじめ行為の仲裁に入ろうとするタイプ



目 的:異質なものへの排除や制裁が目的である。

被害者:少数の友人がいるが、加害者を批判すること

まではできない。

観 衆:加害者に同調し、被害者に批判意識を持つ。

傍観者:被害者に同情し、普段は黙認しているが、状

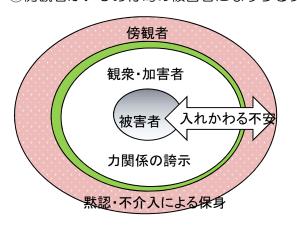
況によっては仲裁する。

傾 向:加害者に対して傍観者層が批判や抑止を行う

ことにより、状況の深化を抑制する。

- ●トラブルの中で一方に同調した児童生徒が観衆となり加害者層を形成することから発生する。
- ●傍観者の中に加害者側に忠告する児童生徒が存在する。
- ☆加害者と被害者のいじめ行為に対する捉え方のズレに気づかせたり、人間関係のトラブルの対処の仕方についても指導したりする必要がある。

#### ③傍観者がいじめ行為の被害者になりうるタイプ



目 的:グループ内やグループ間の力関係の誇示が目 的である。

被害者:固定されない。傍観者との区別が曖昧である。

観 衆:加害者層の中に含まれる。

傍観者:いつでも被害者となりうる不安から、保身しよ

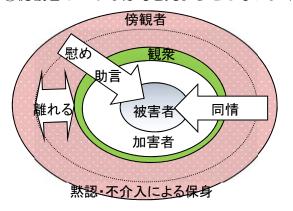
うとする。

傾 向:いじめ行為の影響が異性に波及することは少

ない。女子で顕著に見られる。

- ●加害者が弱い立場に対して、自分たちの優位性を見せる目的で攻撃的行動をとることで発生する。
- ●同一グループ内で発生することが多く、被害者一人を選出し、他のメンバーに同調行為を強要する。 ☆加害者や傍観者にそれらの行為がいじめであると、客観的に認識させる指導が必要である。

#### ④傍観者がいじめ行為を見ようとしないタイプ



目 的:周囲へのデモンストレーションが目的であ

被害者:友人がおり、完全に孤立することはない。

観 衆:少数存在する。

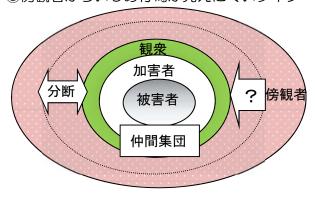
傍観者: 黙認・不介入を保つ。加害者のいないところ で慰める、助言する等のフォローを行う。

傾 向:目の届かないところで陰湿化する傾向は小さ

く、いじめと認識されにくい。

- ●加害者が周囲への力を誇示する目的で攻撃的行動をとることにより発生する。
- ●いじめ行為がエスカレートするにつれて、傍観者は加害者の行為に違和感を示したりする。 ☆加害者の欲求不満の要因を把握し、適切な解消の方法について指導する必要がある。

#### ⑤傍観者からいじめ行為が見えにくいタイプ



目 的:主に、金品の強要や暴力行為が目的である。

被害者:親しいのは加害者だけである。被害者の逃げ

場がない。

加害者:被害者を仲間集団からはずそうとしない。

傍観者:被害者と加害者が友達同士だと思っている。

いじめの状況がわからない。

傾 向:学級外・学校外でのいじめ行為が多発し、深

刻ないじめに発展する危険性が高い。

- ●加害者側の拘束力のある仲間集団の中での力関係が起因して、いじめが発生する。
- ●加害者のリーダーは規範意識の欠如が大きく、仲間を隷属させ集団から離そうとしない。 ☆加害者の行為が、非行行為であることを認識させることが必要である。

**※**1

## いじめの未然防止のために

#### 1 居場所づくり ~いじめが起きにくい学校~

● 深刻ないじめを減らしていくうえで成果を上げているのが、「いじめを生まない」という未然防止の発想に立った取組です。いじめの背景にはストレスやその原因となる要因(ストレッサー)等が存在することに着目し、それらの改善を図ることで、きっかけとなるトラブルを減らしたり、エスカレートすることを防いだりします。

#### 【いじめ加害に影響する3要因】

いじめ加害に向かわせる要因間の関係モデル



子どもをいじめ加害に向かわせる要因として、「友 人ストレッサー」「競争的価値観」「不機嫌怒りストレ ス」の3つがあります。これらの要因が高まると加害 に向かいやすくなります。

ただし、そうした要因が実際にいじめ加害に結びつくには、偶発的な環境が必要です。ストレスを発散したいと感じても、適当な相手(自分が勝てそうで、都合の良い口実・きっかけがある等)と、適当な方法(自分にとっては簡単で、大人に見つかりにくく、見つかっても言い逃れができそう等)がなければ、加害行為には及びません。

この3つの要因と環境の改善が、いじめ発生のリスクを減らすことにつながると考えられています。

● 誰もが巻き込まれるいじめの場合、一部の子どもを想定した取組よりも全員を対象とした取組が合理的かつ効果的です。「どの子どもも安心して自己存在感や充実感を感じられる。」そんな場所を提供できる授業づくりや集団づくりが未然防止につながります。

例えば、3つの要因のうち、(過度な)「競争的価値観」や「不機嫌怒りストレス」を緩和するうえで効果的と考えられるのが、授業や行事の中で、どの子どもも落ち着ける場所をつくりだす "居場所づくり"の考え方です。授業中に嘲笑されたり、行事の際にからかわれたりする、ということが放置されていないか、授業についていけなかったり、行事に参加しないで別のことをしていたりする子どもはいないか等、細かな日常の言動から見つめ直すことが求められています。 ※2

#### 2 絆づくり ~いじめに向かわない子どもの育成~

● 授業や行事の中で、主体的に取り組む協働的な活動を通して、他者から認められ、他者の役に立っているという自己有用感を感じ取れる"絆づくり"を進めることで、いじめに向かう子どもは減ります。

#### 【ポイント】

- ①子どもたちのよさを認め、ほめ、励まし、伸ばすことを基本とした学校・学級経営に当たる。
- ②小さな問題行動であっても、これらの行為を見過ごすことなく、学校・学級全体として適切かつ毅然とした指導を行う。
- ③教職員が、子ども一人一人を大切に育てるということを強く自覚し接していく。

#### 3 いじめ発生のメカニズムを踏まえた指導

**%**4

ж3

- 子どもを競わせるときに、いたずらに「勝ち負け」を強調し「勝つためには手段を選ばない」「相手の失敗を期待する」という考え方や態度に結びつけないようにしましょう。
- 特定の子どもへの「治療的な発想」にとどまることなく、全ての子どもへの「教育的な発想」に立って、小手先の知識やスキルに終わらない体験学習の機会を提供しましょう。
- トラブル回避のために自分はどうすべきかに気づくこと、集団内の他者から認められる喜びに気づくこと、自ら進んで他者に貢献することが誇りになること、を目指した教育活動を確実に行いましょう。

## いじめを見逃さない体制づくり

#### 1 教職員の指導力の向上

教職員の指導力向上のための研修の充実

いじめをきちんと認識していないと、いじめられている子どもの発するサインを見逃してしまう結果になることさえあります。教職員のチームワークを発揮し、「気になる」情報の共有に努めましょう。

また、子どもが話しかけてきたときには、仕事の手を 休めて子どもの目を見て話すなど、日ごろから子どもの 立場に立った行動ができるよう、教職員の研修の充実を 図ることが大切です。

#### ●学校いじめ防止基本方針に基づいた取組

教育現場における安全管理では、子どもたちや教職員の生命や身体を守るため、事前に危機を予見し、回避するための対応が重要です。学校においては、学校いじめ防止基本方針を作成し、いじめの事例研修会等を積極的に行うなど、教職員のいじめ防止意識を高めることが大切です。

#### 3 教育相談の充実

教育相談主任を中心とした 相談体制の強化



教育相談主任は、スクールカウンセラーや関係機関の 専門家等を招いて、研修会や事例研究会を開くとともに、 教育相談に関する参考図書を整えるなど、諸条件の整備 に努めることが大切です。

全校一斉に行う教育相談週間を定例化するなど、学級担任がクラスの人間関係の把握やその記録を行い、いつでも教育相談担当者に情報提供できるようにしておくことが大切です。

また、子どもや保護者などが相談しやすい環境や体制を整えておきましょう。

#### ■スクールカウンセラーによるカウンセリン グの充実

子どもたちが発する危険信号を見逃さないように、スクールカウンセラーに学校や子どもたちの様子を知ってもらうことは大切です。

また、子どもたちが、相談に訪れやすいように日ごろから雰囲気づくりをしておくことも大切です。

#### 2 校内体制の強化

●学校いじめ対策委員会等を中心とした校内 体制の強化と「同僚性」の形成

「いじめは絶対に許さない」という信念を教職員全員が持ち、いじめの前段階として考えられる、ふざけや悪口に対しては、毅然とした態度で即座に注意・指導する姿勢が大切です。

校長のリーダーシップの下、学校いじめ対策委員会 等で関係者の具体的な役割分担を明確にするととも に、教職員の同僚性を重視し、組織的に取り組む必要 があります。

#### ●いじめの実態調査

子どもたちに、定期的に各種アンケート調査等を実施し、その結果について教職員間、学年間、そして学校全体で情報を共有し、生徒指導担当が中心となって情報の分析・活用等をすることで、いじめの早期発見に努めることが大切です。

#### 4 学校外のいじめへの対応

#### ●ネットいじめ等の早期発見

近年、子どもたちのスマートフォン・携帯電話等のメールやインターネットの利用増加に伴い、SNS、学校非公式サイトや掲示板等を利用して、特定の児童生徒に対する誹謗中傷が行われるなど、ネット上のいじめが問題化しています。

日ごろから、情報モラルの指導や、保護者への啓発 活動を行い、ネットいじめの早期発見に努めるととも に、学校外での様々ないじめ事案に注意と関心を払う ことが大切です。

#### ●相談機関の活用

子どもたちのまわりの様々な問題(いじめ・暴力行為・不登校など)の悩みを相談できる窓口が学校以外にも設けられています(p11~12参照)。

また、保護者にも情報提供を行い、相談窓口を積極的に利用するよう促すことが有効です。

## いじめへの対処

#### 1 いじめが疑われると学校が察知した後の対応の進め方

- ●大切なことは、個々の事案に応じた柔軟かつ適切な対応がなされることです。組織として対応する (学校いじめ対策委員会等が中心となって対応します)ことを忘れないようにしましょう。
- ●児童生徒本人や保護者等から、いじめがあっているという意思表示(アンケート結果、本人・保護者等からの申し出など)があるなど、いじめの疑いがある事案を察知した教職員は、速やかに管理職に報告します。
- ●いじめが疑われると学校が察知した場合、校長は速やかに把握している情報を第1報として、管轄する教育委員会等に提出するとともに、学校いじめ対策委員会等を直ちに開催し、いじめの事実の有無を確認するための調査を役割分担をして行います。
- ●担任等は被害児童生徒(必要に応じて保護者)から詳しく状況を聞きます。
- ●必要に応じて、クラス(学年)でのいじめアンケートを実施します。
- ●被害児童生徒から聴取した内容やアンケート結果を踏まえ、加害児童生徒・関係児童生徒等から聴取を行います。
- ●学校いじめ対策委員会等は、「いじめの定義」を踏まえ、聴き取ったことや確認したこと などを総合的に検討して、いじめか否かの判定を行います(最終判断は校長)。
- ●学校いじめ対策委員会等において、いじめと判断した場合(認知)、認知後1週間経過を 目途に、第1報に追記して管轄する教育委員会等に、第2報として提出します。
- ●学校いじめ対策委員会等における判断がいじめでなく、関係者の納得を得られた場合で も、いじめの認知に至らなかった旨、第1報に追記して管轄する教育委員会等に第2報 として提出します。
- ●学校いじめ対策委員会等がいじめと認知しなかった場合で、その結果に、被害者側から 納得が得られなかった場合は、外部委員を加えた拡大対策委員会等で、改めて調査結果 を検証します。
- ●学校は、調査の結果、犯罪行為として認められる可能性があると判断した場合は、警察と相談して対処します。
- ●事案の対応にあたっては、被害者に寄り添い必要に応じてスクールカウンセラー等の協力を得ながら支援する体制をつくります。
- ●学年集会や全校集会で「いじめは絶対に許さない」という姿勢を示すとともに、お互いを思いやり、生命や人権を大切にするよう指導します。
- ●認知したいじめについて、被害児童生徒へのケアや加害児童生徒への指導など、学校による適切な措置が行われた後、双方の保護者も交えた謝罪の場を設けるなど、一定の解決が図られた後、3か月以上その後の観察や面談などを行い、通常の生活に戻ったと判断した場合は「いじめの解消」の状態として、月別報告で解消件数を報告します。

**%**5

#### 第1報

対策 委員会

認知 第2報

支援

指導

ケア

#### **\***

## 2 指導・支援のポイント

#### ①被害児童生徒への支援

- ●本人の訴えをしっかりと聞いて、つらさ・悲しさ・悔しさに共感し、心の支えとなることが必要です。
- ●子どもによっては、いじめによってPTSD(心的外傷後ストレス障害)など不適応の症状が現れるケースもあり、必要に応じてスクールカウンセラーや関係機関等との連携を積極的に図り、心のケアに努めます。
- ●本人の見守りを行うなど、できる限り不安を除去し、本人の安全を確保します。
- ●本人の興味・関心や長所を発見し、励まし自信を与えながら、本人の成長を促します。

#### ②加害児童生徒への指導・支援

- ●注意・叱責を第一とすることを避け、まず、正しく向き合って本人の言い分を聞くことが大切です。
- ●いじめられた子どもの気持ちを考えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、他人の人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させます。 なお、いじめる子どもが抱える問題など、いじめに至った背景にも目を向け、適切な指導を行う必要があります。
- ●いじめられた子どもが落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図るため、必要に応じて、いじめる子どもを別室において指導したり、状況に応じて出席停止制度の活用を図ったりします。また、犯罪

行為として認められる可能性があると判断した場合は、警察と相談して対処し、再発防止に努めます。

- ●社会的に承認される行動やストレスなどを望ましい形で発 散させる体験を通して、情緒の安定を図りながら改善の方 向を探り、本人の成長を促します。
- ●必要に応じてスクールカウンセラーや関係機関等との連携 を積極的に図り、適切に対応することが大切です。



#### ③学級の教育環境の整備・周囲への指導

- ●社会で許されない行為は、子どもでも許されないことを理解させます。
- ●いじめを見ていた子どもに対しても、自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝えることが大切です。
- ●いじめをめぐっては、はやしたてたりする者や自分とは関係のないこととして傍観する者がいますが、 こういった行為は、いじめに加担・助長する行為であることを理解させます。
- ●学級活動や児童会・生徒会活動などの場を活用して、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにします。
- ●全ての子どもが、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づく りを進めましょう。

## 家庭への働きかけ

- ●家庭訪問等により、迅速に保護者に事実関係を伝えることが大切です。先方の都合を確認して訪問しましょう。
- ●原則として複数の教職員で行い、いじめに対する正しい認識を促すとともに、問題に対する学校の考え方や対応策、また再発防止策などについて丁寧に説明し、理解を得ることが大切です。
- ●いじめられた子どもの保護者からの訴えや相談には、まずその気持ちに寄り添い、「守り抜く」という姿勢を示し、安心感と信頼を得ることが肝要です。
- ●いじめた子どもの保護者には、誠実に対応し理解と協力を求めます。そして、いじめた子どもの保護者には事実に対する理解や納得を得た上で、学校と連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行い、謝罪方法などを一緒
- ●問題の解決や再発防止に向け、保護者の対応の在り方を探る話し合いをするなど、家庭での指導・支援が効果的なものとなるよう努めましょう。

に考えましょう。

※保護者や関係機関への経過報告の実績については、時系列 を追って正確に記録することが大切です。



## いじめの再発防止に向けて

#### 1 再発防止の取組

●いじめを確実に減らしていくためには、日常的・長期的な継続観察と全職員による実効性のある教育 活動による新たないじめを生まない風土づくりが重要です。

#### ①当該児童生徒及び保護者への対応

- ●全職員が共通理解・共通対応を行うという考えのもと、いじめられた側にも、いじめた側にも適宜声をかけたり、個別に面談を行ったりするなどのきめ細かな観察を継続します。
- ●一定の解決が図られた後、3か月以上その後の様子を把握し、いじめ等がなく日常の学校生活に戻り、いじめが解消したかを確認します。

#### ②全職員が関わる指導体制づくり

- ●「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」 との認識に立ち、全職員がいじめに対して、学校全体として 取り組む姿勢を堅持し続けます。
- ●全職員による、いじめ問題にかかる事例研究会や研修会の 定例化を図ります。



#### 2 研修や体制づくりに役立つ取組事例

●いじめ問題に正面から向き合い、その解決に全力で取り組まれた実践を、文部科学省と国立教育政策研究所生徒指導研究センターで編集発行された「いじめ問題に対する取組事例集」で見ることができます。これらの貴重な取組を共有し、いじめ問題の根絶を目指して、学校が家庭・地域・関係機関等と連携、協同していくことが、今まさに求められています。詳しくは、p12記載のURLをクリック又は検索してください。 ※6

(参考) H30年9月に文部科学省より「いじめ対策に係る事例集」が発行されました。

#### ①学校を挙げた支援

- ●カウンセリング指導員とも協力して「心の居場所づくり」を図った事例(中学校)
- ●個別支援チームを中心とした組織体制の確立と迅速な対応を図った事例(中学校)
- ●いじめの被害者を守ると同時に加害者の立ち直りを図った事例(小学校)
- ●別室指導などいじめ被害者への継続的なサポートを行った事例(高等学校)

#### ②教育委員会など関係機関と連携した対応

- ●地域子どもセンターやスクールカウンセラーと連携していじめ解決に取り組んだ事例(中学校)
- ●人権相談機関の支援を受けいじめ問題の解決に取り組んだ事例(中学校)
- ●出席停止と個別指導プログラムによりいじめ加害者の立ち直りを図った事例(中学校)
- ●学校の危機に対して支援を行った事例~危機対応チームの活動を中心に~(高等学校等)

#### ③「いじめは絶対許されない」ことの徹底

- ●いじめを正当化させないために学校全体で対応した事例(小学校)
- ●集団ルールを守る意識と実践の定着を図った事例(中学校)

#### ④「ネットいじめ」への対応

- ●インターネット掲示板での誹謗中傷に対し解決を図った事例①(高等学校)
- ●インターネット掲示板での誹謗中傷に対し解決を図った事例②(中学校)

#### ⑤その他の取組

- ●小学校低学年の児童の心情に配慮した指導を行った事例(小学校)
- ●いじめの被害者・加害者の保護者にもしっかり対応した事例(中学校)
- ●部活動におけるいじめ問題に全職員が取り組んだ事例(中学校)
- ●いじめによる自殺予告メモの発見を受け学校全体で迅速に取り組んだ事例(中学校)

## 地域への働きかけ

#### 1 PTA等での啓発と家庭教育力の向上

- ●学級懇談会、学年保護者集会、PTA総会の場などを積極的に活用し、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題について協議し、問題に対する保護者の理解を得るとともに、家庭の教育力向上を図ることが大切です。
- ●学校やPTA、地域、関係機関などが生徒指導上の諸問題について定期的に協議できる場を設けるなどして、問題が発生した場合は、すぐに対応できるような協力体制をつくることが大切です。
- ●いじめを早期発見するために、普段から子どもをしっかりと見る、子どもの様子や持ち物などちょっとした変化を見逃さないよう協力を求めましょう。いじめ発見のチェックポイントを予め示しておくなどすると有効です。
- ●問題の解決や再発防止に向け、家庭の教育力向上を図り、また家庭での指導・支援が効果的なものとなるよう、保護者の対応の在り方を一緒に考えていきましょう。

#### 2 地域への情報提供と協力依頼

- ●平素から学校だよりや地域懇談会等の機会を捉え、いじめについての学校の考え方、予防策、あるいは問題が発生した際の対応等について、地域住民に伝え、理解を求めることが大切です。
- ●地域等への啓発活動にとどまらず、学校、家庭、地域等が互いの役割と責任を自覚し、相互に補完しながら、地域全体でいじめ根絶に向けて取り組む機運を高めましょう。
- ●特に、学習塾や習い事、民間スポーツクラブ、社会教育・社会体育など、学校以外の場における子どもたちの行動に注意を払ったり、気になる子どもには声をかけたりするなど、地域住民に折にふれて協力を依頼することが大切です。
- ●「いじめは許さない」という毅然とした姿勢を示すとともに、事実関係については正確に説明し、一緒になっていじめ問題を解決できるよう、丁寧な説明を心がけましょう。

#### 3 報道機関への公表

- ●管轄する教育委員会等の指導を受けながら、管理職を中心に窓口を一本化し、学校いじめ対策委員会等で確認した事実に基づき、迅速、誠実、正確、公正・公平な姿勢で対応しましょう。
- ●人権やプライバシーには十分な配慮をし、「教育現場における安全管理の手引き」に基づいて行うことが大切です。



## 関係機関との連携

#### 1 専門機関との連携

- ●いじめが疑われると学校が察知した場合は、管轄する教育委員会等への報告を迅速かつ確実に行い、 その後の報告も欠かさず行うことが重要です。
- ●佐賀県総合福祉センター(児童相談所)等の公的機関のほかにNPO法人など、県内には多くの専門機関・相談機関があります。専門性や時間、機能などの面から、子どもの支援に有効と思われる機関については、積極的に活用しましょう。
- ●連携については学校いじめ対策委員会等を中心に十分に検討をし、学校と専門機関で共通認識・共通理解のもと対応するようにしましょう。
- ●専門機関・相談機関に関する情報(専門とする分野・領域、業務内容、治療方針、相談方法、申込方法、所在地、経費など)について、日ごろから情報収集しておくことが大切です。
  - ●佐賀県総合福祉センター 〒840-0851 佐賀市天祐1丁目 8-5 Tel 0952(26) 1212
    - 中央児童相談所 Tel 0952(26)1212
    - 北部児童相談所 Tel 0955(73)1141

児童相談所は、児童福祉法に基づいた18歳未満の児童の福祉を守るための専門機関。

- ●佐賀県精神保健福祉センター 〒845-0001 小城市小城町 178-9 Tel 0952(73) 5060 心の悩みや病気等に関する相談、精神障害のある方々の社会参加の支援等を行う。
- 小中高校生と保護者のための電話相談

「いじめホットライン」 Tel 0952(27)0051 「心のテレホン相談」

(佐賀局) Tel 0952(30) 4989 (武雄局) Tel 0954(22) 4989 (神埼局) Tel 0952(52) 4989 (鹿島局) Tel 0954(62) 4989 (唐津局) Tel 0955(73) 4989

- 「佐賀こころの電話」 TEL 0952(73) 5556平日 9:00~16:00
- 家庭児童相談室

子どもの健全育成を目的として福祉事務所内に設置されています。来所・電話・文書での相談ができます。福祉事務所は、県内各市に10か所あります。

#### 2 警察等との連携

- ●いじめの行為が犯罪等に該当する場合は、法的な手続きを行うなど、厳正に事案を処理しなければなりません。深刻ないじめ(暴力、恐喝等)が考えられる場合は、学校の教職員間及び保護者等の共通理解のもと、警察への相談・通報などの措置を行います。
  - ●佐賀県警察本部少年サポートセンター 「ヤングテレホン」 Tel 0120(29)7867
  - ●各警察署内 生活安全課

#### 3 教育支援センター(適応指導教室)との連携

.....

●県内には、佐賀県教育センター内の「しいの木」や各市町教育委員会を含め、現在17の教育支援センター(適応指導教室)があります。小中学生で、学校に行きたいのに足が向かないなどの状態にある場合は、これらの教育支援センター(適応指導教室)で学校復帰や社会的自立に向けた支援を受けられます。※高校生についても、「しいの木」に相談することができます。

- ●佐賀県教育センターのホームページから、各市町が設けている教育支援センター(適応指導教室)の 連絡先を調べることができます。
  - ▶佐賀県教育センター Tel 0952(62)5211
  - 対象 小中学生及び保護者、学校関係者
  - 内容電話相談 (月~金) 8:30~17:00来所相談 (月・火・木・金) ※要、電話予約

#### ■ いじめに係る主要通知等

<ul><li>いじめ重大事態への対応について</li><li>いじめ防止対策の推進関する調査結果に基づく勧告を踏まえた対応について</li></ul>	平成30年3月30日 平成30年3月30日	教委学第4808号 教委学第4776号
●「佐賀県いじめ防止基本方針」の改定について ●不登校重大事態への対応について ●「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定及 び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」	平成30年3月9日 平成29年6月30日 平成29年4月27日	教委学第4159号 教委学第1448号 教委学第321号
の策定について ●原子力発電所事故等により福島県から非難している 児童生徒に対するいじめの状況等の確認に係るフォ	平成29年4月19日	教委学第298号
ローアップ結果等を踏まえた対応ついて いじめの認知に関する考え方について いじめの正確な認知向けた教職員間での共通理解の	平成29年2月28日 平成28年3月31日	教委学第4129号 教委学第3798号
形成及び新年度に向けた取組について いじめ防止対策推進法に基づく組織的な対応及び児童生徒の自殺予防について	平成27年8月6日	教委学第1572号
<ul><li>いじめ問題への取組の徹底について</li><li>いじめ防止基本方針を踏まえた関係機関との連携について</li></ul>	平成27年7月15日 平成26年3月17日	教委学第1313号 教委学第5085号
<ul><li>「いじめ防止対策推進法」施行に係る対応について</li><li>いじめ防止対策推進法の公布について</li></ul>	平成25年9月12日 平成25年7月16日	教委学第2752号 教委学第1922号

#### 本リーフレット作成にあたり参考にした資料

- ※1 研修資料「いじめのメカニズムとその対応」、福岡県教育センター、平成 19年
- ※2 「生徒指導リーフ」Leaf.2、8、9 、国立教育政策研究所、平成24年 https://www.nier.go.jp/shido/leaf/index.html
- ※3 「いじめ対応の手引き」、熊本県教育委員会、平成19年
- ※4 「いじめ追跡調査 2007-2009 いじめ Q&A」、国立教育政策研究所生徒指導研究センター、平成 22 年 http://www.nier.go.jp/shido/centerhp/shienshiryou2/3.pdf
- ※5 「教育現場における安全管理の手引き 平成30年4月改訂」、佐賀県教育委員会、平成30年
- ※6 「いじめ問題に対する取組事例集」、文部科学省・国立教育政策研究所生徒指導研究センター、平成 19 年 http://www.nier.go.jp/shido/centerhp/ijime-07/zentai00.pdf

イラスト:(C)わたなべふみ

<作成·発行> 佐賀県教育庁学校教育課 TEL0952-25-7363 FAX0952-25-7286

#### 【参考資料】 学校においていじめの被害者を見取るポイント(日常的な観察の視点) - 「学校現場における安全管理の手引き」より抜粋-

1. 登	
2. ½	受業・学級活動等の時間の観察ポイント 授業が始まってから、一人遅れて教室に入ってくる。 体の不調を訴え、度々保健室やトイレに行く。 以前に比べて、声が小さい。ぼんやりしていることが多い。 うつむきかげんで発言しなくなる。 指名されると、他の児童生徒がニヤニヤする。 教職員が誉めると、周りの子があざけ笑ったり、しらけたりする。 何人かの視線が集中したり、目配せなどのやりとりがある。 発言するとやじられたり、笑われたり、冷やかしの声があがったりする。 学習意欲がなくなり、成績が急に下がり始める。 配布したプリントなどが渡っていない。 グループ活動の際、一人だけ外れている。 ふざけた雰囲気の中で、係や委員等に選ばれる。 特定の児童生徒の持ち物に触れることを嫌がる児童生徒がいる。 教科書・ノート等が紛失したり、落書きされたりする。 作品が傷つけられていたり、放り投げられていたりする。
3. 7	一人で廊下や職員室付近をうろうろしている。 用がないのに職員室で過ごすことが多い。 教職員にべたべた寄ってきたり、触れるようにして話したりする。 保健室に行く回数が多くなり、教室に戻りたがらない。 友だちと過ごしているが表情は暗く、おどおどした様子でついて行く。 遊びの中で笑いものにされたり、からかわれたり、命令されたりしている。 遊びの中で、いつも嫌な役をさせられている。 遊びで使った道具等の後始末をいつもさせられている。 周りの友だちに異常なほど気遣いをしている。
4. T	玄関や校門付近で、不安そうな顔をしておどおどしている。 いつも友だちの荷物を持たされている。
	その他 昼食(給食)時間、机が微妙に離され、一人寂しく食べている。 給食のメニューによって、異常に盛りつけられたり、量を減らされたりする。 清掃時間、みんなが嫌がる仕事や場所が割り当てられている。 清掃時間、他の児童生徒から一人離れて掃除や後片付けをしている。 部活動をよく休むようになったり、急にやめたいと言い出す。 集団活動や学校行事に参加することを渋る。 理由のはっきりしない衣服の汚れやケガなどが見られ、隠そうとする。 日記やノート等に、不安や悩みのかげりを感じる表現が見られる。